

梅の香

ユニット型介護予防短期入所生活介護 利用料金表

〈令和4年10月1日現在〉

- ①利用できる方：介護保険の認定で要支援1～2までの方がご利用いただけます。
- ②介護職員処遇改善加算は総単位数の6.0%、介護職員等特定処遇改善加算は総単位数の2.3%となります。
なお小数以下については、端数切捨てをしているため、合計額は利用日数により誤差が生じる場合があります。
- ③送迎加算：自宅⇄施設間の送迎を行った場合、片道184円、往復368円を負担いただきます。なお、送迎の通常実施地域は、南相馬市です。それ以外にお住いの方は、通常実施地域の境界より上記の他に片道1kmあたり25円の実費をいただきます。
- ④医師の食事箋に基づき、病状に合わせた食事が提供された場合、療養食加算として1食あたり8円（1日につき3回限度）を負担いただきます。
- ⑤40～65歳未満の認知症のある方は、若年性認知症利用者受入加算として1日120円を負担いただきます。
- ⑥食費について、第4段階の場合1日当りの額は食数によって変わります。また第1～3段階の場合は負担限度額が記載されておりますので1食ごとには分かれての記載はしておりません。
- ⑦一定の所得以上の方は、介護負担割合証に記載する負担があります。
- ⑧所得により更に減額される場合があります。

(1日あたり)

1. 第4段階 市町村民税課税者

(円)

区 分	利用者負担額		備考
	要支援1	要支援2	
介護予防短期入所生活介護費	523	649	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	6	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	43	54	所定単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	12	15	所定単位数の2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	8	10	所定単位数の1.6%
朝 食	481	481	
昼食(おやつ含む)	483	483	
夕 食	481	481	
滞 在 費	2,006	2,006	
1日当りの額	4,043	4,185	

2. 第3段階② 市町村民税非課税者(年金120万円超)

(円)

区 分	利用者負担額		備考
	要支援1	要支援2	
介護予防短期入所生活介護費	523	649	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	6	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	43	54	所定単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	12	15	所定単位数の2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	8	10	所定単位数の1.6%
食 費	1,300	1,300	
滞 在 費	1,310	1,310	
1日当りの額	3,202	3,344	

第3段階① 市町村民税非課税者（年金80万円超120万円以下）（円）

区 分	利用者負担額		備考
	要支援 1	要支援 2	
介護予防短期入所生活介護費	523	649	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	6	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	43	54	所定単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	12	15	所定単位数の2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	8	10	所定単位数の1.6%
食 費	1,000	1,000	
滞 在 費	1,310	1,310	
1日当りの額	2,902	3,044	

3. 第2段階 市町村民税非課税者（年金80万円以下）（円）

区 分	利用者負担額		備考
	要支援 1	要支援 2	
介護予防短期入所生活介護費	523	649	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	6	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	43	54	所定単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	12	15	所定単位数の2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	8	10	所定単位数の1.6%
食 費	600	600	
滞 在 費	820	820	
1日当りの額	2,012	2,154	

4. 第1段階 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者（円）

区 分	利用者負担額		備考
	要支援 1	要支援 2	
介護予防短期入所生活介護費	523	649	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	6	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	43	54	所定単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	12	15	所定単位数の2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	8	10	所定単位数の1.6%
食 費	300	300	
滞 在 費	820	820	
1日当りの額	1,712	1,854	